

みずほＩＣキャッシュカード特約

みずほ銀行

１．特約の適用範囲等

- (１) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードまたはローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (２) この特約は、「みずほキャッシュカード規定（個人のお客さま用）」「みずほキャッシュカード（当座勘定）規定（個人のお客さま用）」「みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定」「みずほカードローンカード規定」「みずほキャッシュカード（法人用）規定」「カードみずほラインＡ口ローンカード規定」「みずほホームエクイティローンカード規定」（以下総称して「各種カード規定」といいます。）の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
- (３) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種カード規定の定義に従います。なお、ＩＣチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

２．ＩＣチップ提供機能の利用範囲

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能なＡＴＭ、ＣＤその他の端末（以下、「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

３．ＩＣキャッシュカードの利用

各種カード規定第１条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができないＡＴＭまたはＣＤを設置している場合があります。この場合、当該ＡＴＭまたはＣＤでは各種カード規定第１条の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

４．１日あたりの払戻金額

当行は、当行および払出提携先のＡＴＭまたはＣＤを利用した預金の払い戻しにおける１日あたりの限度額について、ＩＣチップ提供機能を利用した預金の払い戻しである場合と、ＩＣチップ提供機能を利用しない預金の払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

５．振込カード機能

- (１) 当行のＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等において振込を実施した場合には、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ＩＣチップ内に当該振込にかかる振込先および振込依頼人に関する情報（以下、「振込情報」といいます。）を、当行所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (２) ＩＣチップ内に蓄積された振込情報は、ＩＣチップが故障した場合には復元できません。また、ＩＣキャッシュカードを再発行・再交付する場合には新しいＩＣキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

６．ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時の取り扱い

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

７．ＩＣチップ読取不能時の取り扱い等

- (１) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (２) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (３) 当行の都合により、当行所定の方法でＩＣキャッシュカードの再発行・再交付を行う場合があります。またその場合、当行所定の手数料をいただきます。

８．準拠法令、合意管轄

- (１) この特約およびこの特約が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- (２) この特約が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

９．特約の変更

- (１) この特約の各条項その他の条件は、民法５４８条の４の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (２) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)